

公田の変化—口分田編

律令国家では、諸国の管理を国司に任せた。国司は任国に赴いて、現地に詳しい元国造を郡司に任命し、彼らの地域支配に頼りながら一国を管理した。国に住む民衆には、公田（公有の田地）である口分田を班給し、国府の財源となる租を納めさせた。しかし 10 世紀、逃亡・浮浪・偽籍の増加で、この体制は変化を迫られた。

○ 地方支配の改革

● 財源確保の失敗

朝廷の財源の要「調・庸」は、次の 2 つの理由で徴収しにくくなった。

- ① 寺院・豪族が初期荘園経営に、逃亡・浮浪中の農民を扶養・使役
 - ② 男を女と戸籍に記載する⁽¹⁾ _____ の増加（租以外は男のみに課税）
- ⇒ 朝廷の財源が減少し、皇族・貴族への給与も困難になった。

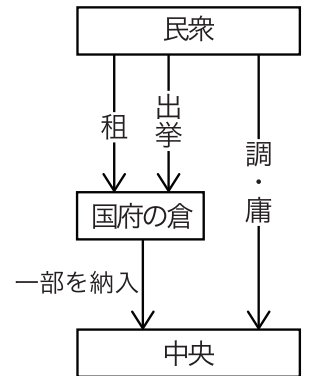


図1 それぞれの税の行方

田地を収集・直営し、稲穂による財源確保が進められた。

→ 大宰府に直営の⁽²⁾ _____、畿内に中央政府直営の⁽³⁾ _____ を設置した。

→ 院宮王臣家も自分の私財確保のために、田地を過度に収集・直営した。

⇒ 農民自身の農事とは別に、彼らを直営に使役したので混乱を招いた。

902 年、⁽⁴⁾ _____ 天皇は⁽⁵⁾ _____ を出し、

以降の勅旨田の設置と院宮王臣家による過度な収集・直営を禁止した。

◇ 902 年以降、班田収授は実施なし（偽籍の増加で既に継続不可）

◇ 914 年、三善清行が、⁽⁴⁾ に「⁽⁶⁾ _____」を提出し、
地方の混乱と財源の窮乏を報告



図2 醍醐天皇

● 守の権限拡大と財源確保

10 世紀以降、守（国司）に朝廷への一定額の税納入をさせ、代わりに一国の統治（自由な支配）を許した。

→ 守はこの統治権を前任者から引き継ぐことから、

10 世紀以降⁽⁷⁾ _____ とも呼ばれた。

⇒ 徴税など（7）の役割は拡大し、郡司の役割は消滅していった。

◇ 一国に国司は 6 人派遣され、最上位の国司が守（四等官制）

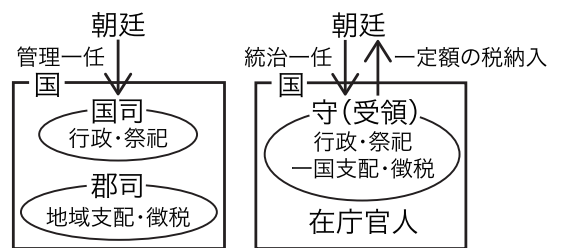


図3 9世紀まで（左）・10世紀以降（右）

○ 土地に掛かる税

● 口分田と徴税の変化

10 世紀、受領の登場に伴い、口分田や徴税の在り方が変化した。

◇ 口分田…租（広さ 1 段当たり稲 2 束 2 把の税）が掛かる田地

口分田は、⁽⁸⁾ _____（_____）という単位で再区分された。

⇒ ⁽⁸⁾ には次の 2 種類の税が掛かった。

- ① ⁽⁹⁾ _____ … 租・調・庸・出挙の系譜を引く税
- ② ⁽¹⁰⁾ _____ … 雑徭に由来する税

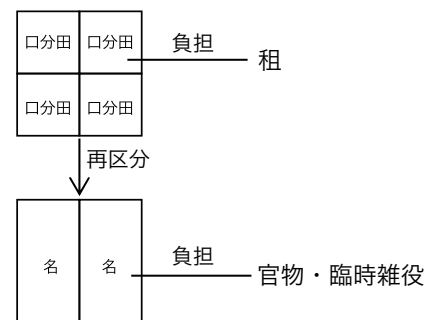


図4 口分田から名へ

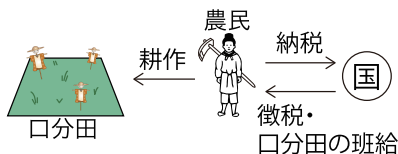
●名の経営

有力農民は、受領から名ごとの経営権を貸与され、⁽¹¹⁾ _____ として経営を請け負った。
⇒(11) は、下級農民を使役して名を耕作し、官物・臨時雑役を納税した。

◇(11) …名を請け負うことから負名とも呼称

◇多数の下級農民を使役し、多数の名を経営した(11)を、特に大名^{たと}田堵と呼称

(9世紀まで)



(10世紀から)

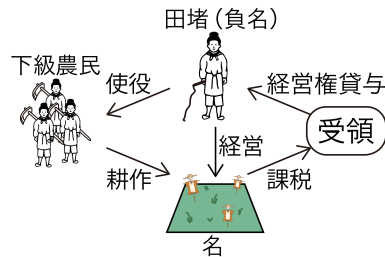
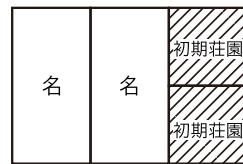


図5 田地と経営の変化

○10世紀以降の国司

●強欲な受領

受領のなかには、権限の^{らんよう}濫用で田地に重税をかけ、私腹を肥やす者がいた。

◇百姓の訴えが朝廷に取り上げられ、受領が処分されることもあり

<尾張国国司⁽¹²⁾ _____ >

988、郡司や百姓に「⁽¹³⁾ _____」で、暴政を朝廷に訴えられた。

<信濃国国司⁽¹⁴⁾ _____ >

『今昔物語集』の話で、(14)の強欲さが物語られる。



図6 藤原陳忠

●任国へ行かない国司

受領以外の国司は、任国に赴任せず在京で給与をもらう⁽¹⁵⁾ _____ を通例とした。

⇒11世紀半ばから、受領も(15)し、自らの従者を⁽¹⁶⁾ _____ として任国に送り、

(16)に開発領主など現地の有力者である⁽¹⁷⁾ _____ を指揮・統治させた。

◇受領不在の国府(国衙)を⁽¹⁸⁾ _____ と呼称

◇(17) …大名田堵のような有力農民の他、土着した軍事貴族で構成

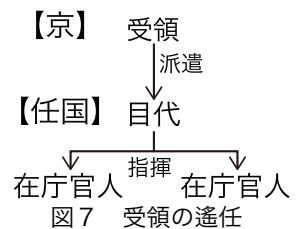


図7 受領の遙任

●大人気の官職「国司」

受領は巨万の富を、受領以外の国司は^{ようじん}遙任で働かずに給与を得られる。

⇒中・下級貴族は国司になろうと、摂関家に取り入った。

↓
私財を出して儀式や寺社造営を引き受け、代わりに官職を得る⁽¹⁹⁾ _____ や、
収入の多い官職に再任される⁽²⁰⁾ _____ が盛んになった。



図8 国司